

『生活文化研究所報告』第四十七号  
二〇二〇年三月刊 別刷

菊大路本 『清和源氏系図』 覚書

佐々木 紀一

# 菊大路本『清和源氏系図』覚書

佐々木 紀 一

## はじめに

歴史研究に利用される事の多い新訂増補国史大系本『尊卑分脈』<sup>〔一〕</sup>は解題に、「書継ぎ多く、諸本みなその収むる系図に出入りあり」（同書凡例）とされる。現存最古の本は中世最末期の写しで、洞院実季原撰時の形態を何処まで留めるのか当然、疑問があり、「原形については不可解の如し」（同前）である。現今の利用態度は、それに留意する所が少ないと思ふのだが、それはさて置き、中世以降の武家社会で、將軍以下の守護大名を出した最名門であり、諸国に子孫を繁茂させた清和源氏の場合、室町時代写の古系図が幾つか存在し、その史料的价值は勿論、『尊卑』の古態遡及、改変・展開を窺ふ事が出来る事をこれまで指摘して来た<sup>〔二〕</sup>。

特に南北朝初期頃の成立の北酒出本『源氏系図』が、『尊卑』よりも古態を残す事を指摘し<sup>〔三〕</sup>、残欠ながら同系本（御霊神社本）より<sup>〔四〕</sup>（北酒出<sup>〔五〕</sup>）、その展開を窺ふ事が出来る訳だが、『尊卑』との関係は不明の俣である。然るに石清水八幡宮の祠僧であつた菊大路家の文書に収められる系図『清和源氏系図』（以下、菊大路本）に、『尊卑』及び北酒出本に共通する記事を持つ事が注目される。既に是までの系図考察に利用してきたが、本稿では関係記事の比較から、『尊卑』『清和源氏』の成立過程、北酒出本との関係を考察し、更に菊大路本の史料的价值についても論じたい。

## 一、菊大路本について

同本は大日本古文書『石清水文書』や、『石清水史料叢書』・『続石清水史料叢書』には含まれない。東京大学史料編纂所蔵の紙焼写真帳によるが、そこでの番号は「と46」、書名は「清和源氏系図」（室町写）とされるが、これは『続石清水史料叢書 三 菊大路家文書』『石清水八幡宮文書目録』に、

へ―四六 將軍家略系図 一卷 縦三一・〇 （八枚）

横四一〇・五

外題表記ニ同ジ、内題ナシ、表紙・軸共ニナシ

### 清和源氏略系図

とある史料と同一であると考へられる。

原本は未見であるが、室町時代の写しと推測される。元良親王の脇書の「哥人後拾四位拾二新勅<sup>〔一〕</sup>」の傍線部は後の書入れで、別筆と思はれるが、その他は一筆と見て良い。

構成を見るに、

〔一〕、清和天皇諸皇子（陽成天皇子孫を含む）流で、比較的掲載人物が多い。  
〔二〕、経基諸子は、満仲以外は簡単で、満正・満快流が単系で四代迄釣られる。

〔三〕、満仲流は、ア頼光流、イ頼親流、ウ頼信流子孫が掲載されるが、イは単系で興福寺上座の家系のみ、ウは義家子孫の為義流が比較的掲載人

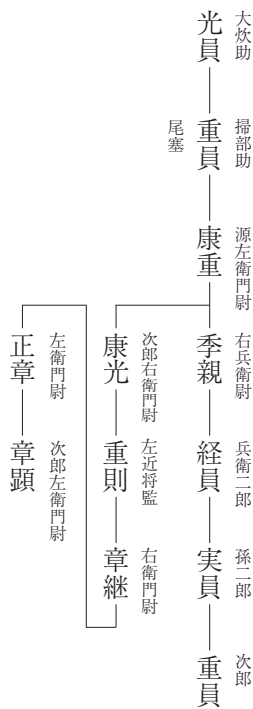
物が多い。

【四】、頼光流はその子の頼国流諸子（頼資・頼弘・頼実・実国・頼綱・頼仲・師光・国房）子孫が釣られる。

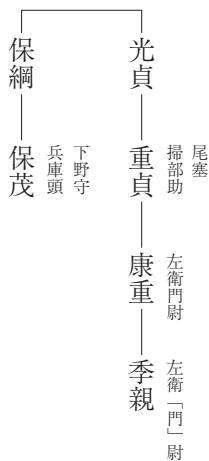
【五】、国房流は光信子孫が詳しく、光員流の尾塞氏歴代が吊られる。

とあり、足利將軍家や一門の守護大名家、新田一族を含む義国流、甲斐信濃源氏の義光流が全く掲載されず、さらに【四】の頼綱流では頼政流、ウでは義光流がない。更に一の清和天皇皇孫、ウの為義流以外、『尊卑』に比して族人が少なく、女子は殆ど掲載されない。脇書も『尊卑』に比して少ない。しかし無名の庶子一族を釣る部分がある為、必要部分、或は著名人物のみを載せる目安系図とは異なると判断される。

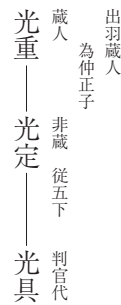
菊大路本の成立の手掛りを探るに、掲載される族人は概して鎌倉時代初期迄であるが、唯一、【五】の尾塞流が室町初期の人物を掲出してゐる。即ち美濃源氏の出羽藏人光重（光信子）の子として、



と繋げるが、光員の実在は目下、未確認である（【渋川四】に諸土岐氏系図を紹介した）。但し『尊卑』仲政流では、仲政の子深栖三郎光重の子として（略記）、



と、中途までほぼ一致する家系が釣られるから、この光貞と同一人と考へられる。菊大路本は『尊卑』と承接が異なる訳だが、『尊卑』頼資流の深栖氏部には、光貞（員）また尾塞氏が釣られない。一方『尊卑』仲政流で深栖三郎光重を「実者光信子也猶子」とし、土岐氏部の光信の子に、



と釣る。この光重同人説は正しくないと指摘したが（【渋川三】）、菊大路本と『尊卑』で、尾塞氏を土岐氏の光重—光貞流出自とする点は同じであるから、『尊卑』では土岐光重と深栖光重を同一人とする為、尾塞氏も仲政流深栖氏部流に組み入れられたものであらう。

勿論、尾塞氏の土岐出自の是非も未確認だが、重員以下の族人には端的に菊大路家文書中の同一族相伝文書に確認出来る人物がある。大日本古文書『石清水文書之六（菊大路家文書及拾遺）』四三九「尾張国尾塞村重書案」の一連の文書に、

（一）「関東下知状」

勘彼此理非之間、猶文書道理者、重員申状有其謂云々、仍任勘状、可令重員為彼職之状、依鎌倉殿仰、下知如件

元久二年三月廿二日

遠江守平在判

（二）「相模守書状」

尾塞左衛門尉季重申尾張国内匠保名主職問事、折紙進覽之、子細見状候歟、任道理、令計成敗給者可宜候、恐々謹言

三月廿六日

相模守在判

出羽前司殿

(三)「修理権大夫書状」

尾塞兵衛尉季親申尾張国尾塞村松武名事、訴状進覽之、子細見状候歟、此事頻歎申候之間、度々執申候、可有御計候、恐々謹言

十二月九日

修理権大夫在判

謹上武蔵前司殿

(四)「武蔵守書状」

をせきの左衛門尉子息兵衛尉申状、見給候了、此事以外御沙汰候之事にて候間、たやすく難申御返事候、入見参候ハ者、仰次第を申すべく候也、恐々謹言

二月十三日

武蔵守在判

(五)「氏名未詳書状」

尾塞左衛門尉申本領間事、折紙一見候了、此條當時給主并国へ相尋候上、可被沙汰候也、恐々謹言

十二月八日

在判

(六)「尾塞某置文」

おハりのくに五たいさうてんの本りやうの事

おせき まへしま いつミ まつたけ

たくミ お、け えからしま いその上

おこまのいまもう やまへのやしき

このところくハ、えもんの尉申たまはりたりとも、兵衛尉<sup>ニ</sup>はんふんしらすへし、又兵衛尉申たまはりたりとも、えもんの尉にはんふんしらすへし、いかなるふしんいてきたるとも、二人のなかあしかるへからず、かやうにかきおきたるむねにたかへす、さたをいたすへし、又めちこせん<sup>ニ</sup>、ひらのハたれか、たへなりたりともとらすへし、又そならずとも、やしき一所ハわたすへし、おのくふんひんにあたるへし、あなかしく

おせきの二らうひやうとのへ

(七)「沙弥某書状」

尾塞間事、武蔵入道殿まへにて、ちきにあやまたぬ子細を申上によて御消息如此、然者、便宜之時、申沙汰して、ちやく男松鶴にわたすへきよし相存候、此條、武蔵入道殿まさしくくにへたつねて、沙汰をいたすへきよし、顕然候へハ、申御沙汰候はん事、なんのは、かりか候はんとこそ存候へ、恐々謹言

文永九年正月廿三日

沙弥西願在判

尾塞兵衛入道殿

と、同一族が尾張の尾塞村に所職を有し、それを名字にしてゐた事が分かる。更に(二)の季重が康重と同一人とすると、重員から季親迄が系図と一致する。(四)以下は系図と照合出来ないが、系図の世代を鑑るに、最後の章頭は南北朝頃迄下がるとして良いだらう。

菊大路本の伝来と何らかの關係が有る事は当然、予想出来るが、尾塞氏の相伝文書が何故、菊大路家に伝はるのか、石清水八幡、菊大路家の所領として確認出来ない為、目下、不明である。但し『宮寺縁寺抄』『納宮目録』<sup>③</sup>の願文の目録に、

源左衛門尉康重供養一切経願文承久元年九月日

と、系図に一致する人名が見え、時代的にも一致するから尾塞氏と考へられる。更にこれからすると同社に帰依する所があつたと思はれる。

この八幡との縁故の為、尾塞流の源氏系図への補入(或は移転)が成された、或は端的に尾塞氏の下で作成された源氏系図が菊大路家に齎されたと見るのが、目下の成立の一案である。

嘉禎四年十月十三日

さみ在判

二、菊大路本と『尊卑分脈』との関係

菊大路本の記載内容を見るに、これを確認した系図中、『尊卑』との近似を指摘出来る。尾塞氏他、独自部分が多いとした、土岐氏の光信子孫（北酒出六）以前の先祖の部分を見るに、

（菊大路本）



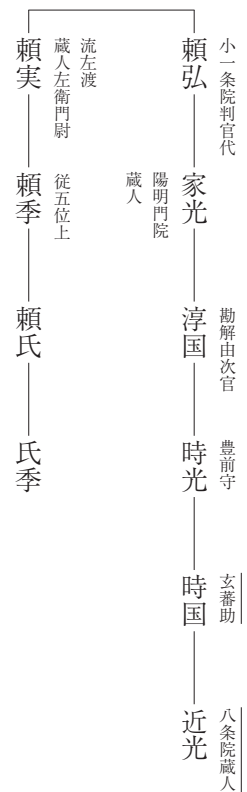
とあり、光基以下の族人は『帝皇』にも共通人物が見えるが、傍線部は目下、『尊卑』にしか見えない（但し光国の没した月を『尊卑』は十二月とする）。光信の流罪は大治五年十一月で（4）、赦免は康治二年正月であるから（5）、菊大路本の波線の独自記事は胡乱であるものの、詳しい脇書は『尊卑』に近い。

また頼弘流を挙げれば（『帝皇』には頼弘以下なし）、

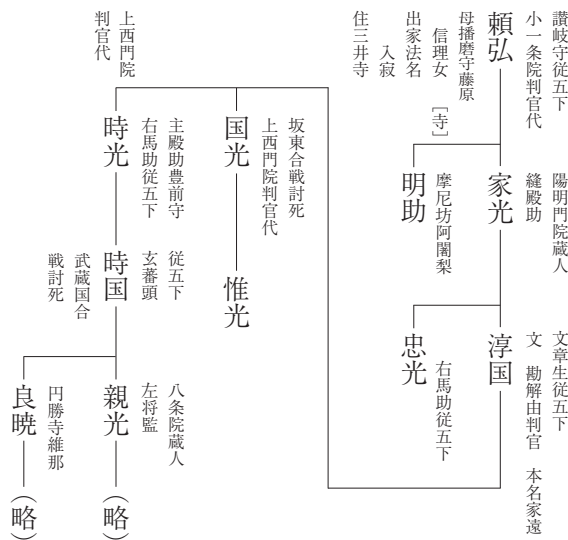
（菊大路本）

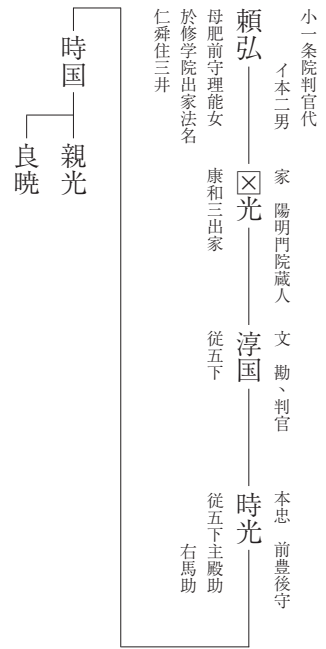
とあるが、

（『尊卑』）（略記）（6）



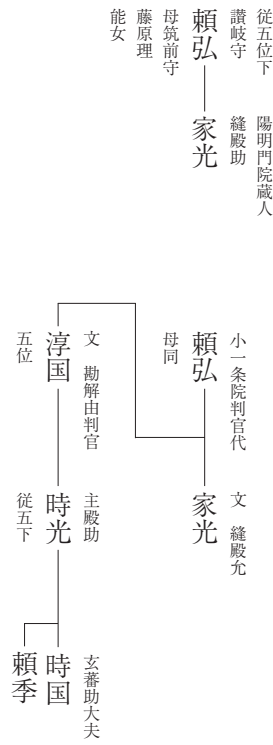
（北酒出本）（原態の配置を改める。☒は判読不能）



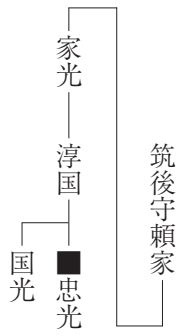


『渋川』

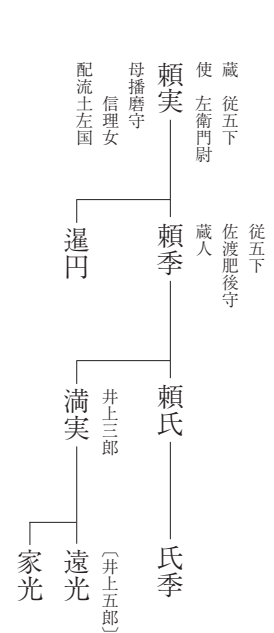
『古系図集』



(妙本寺本) (7)

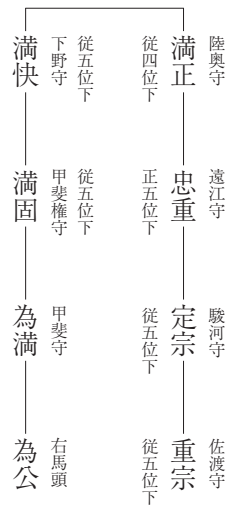


とあり、『尊卑』と北酒出本が掲載族人と協書の点で、菊大路本に一致が多い。しかし傍線を北酒出本が持たず、菊大路本と『尊卑』が持つ(8)。また【四】の頼弘兄弟の頼実の子孫系譜は北酒出本・長楽寺本になく、『渋川』・『帝皇』は頼実のみ)、唯一『尊卑』(9)に、井上氏を誤って接続すると思はれるのだが、



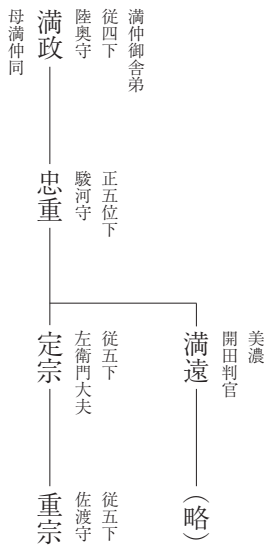
(菊大路本)

とあり、菊大路本に近い。また菊大路本【二】の満正・満快(扶)流を挙げれば、

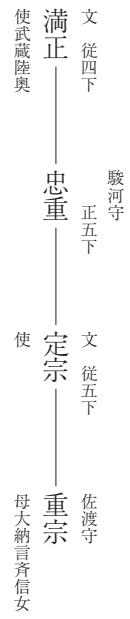


と簡単である。北酒出本(満快のみ)・『渋川』・『古系図集』・『帝皇』では、満快(扶)流がなく、長山本『佐竹系図』(10)では、満政流は忠隆のみで、満快流はあるが、歴代が異なる。

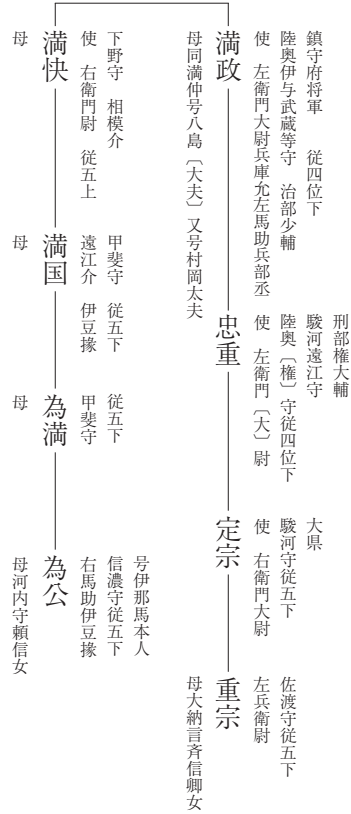
『渋川』



『古系図集』（略記）



対して『尊卑』では（略記）（二）、



とあり、菊大路本の脇書はほぼ『尊卑』に含まれる。満正流では特に『尊卑』との近似を指摘出来ないが、満快（扶）流からすると、『尊卑』に近いとして良い。以上、管見に入つた系図中、菊大路本は『尊卑』に近い事に成るが、『尊卑』を基にし、増補改変してゐる事になるだらうか。

三、菊大路本と北酒出本との近似

然るに一方で、菊大路本には『尊卑』よりも北酒出本に近似する箇所がある。菊大路本の【一】は、陽成天皇流も併せ持つが、『尊卑』（『古系図集』）は別掲するから、両天皇流を繋げる『本朝皇胤紹運録』に構成が同じ事になる（12）。但しその族人を見るに、増補本『紹運録』が『尊卑』の「清和源氏」・「陽成源氏」に近く、菊大路本は寧ろ『尊卑』（『古系図集』）により近いから、菊大路本が『尊卑』（『古系図集』）の両源氏部を一体化

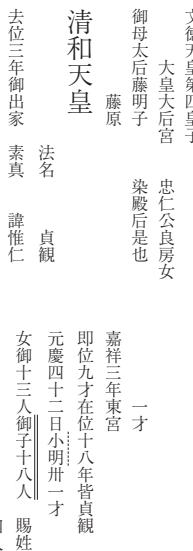
したと解する事は不可能ではない。即ち清和天皇の脇書を『古系図集』は欠くが、『尊卑』（「清和天皇孫経基王子満政満季満快流」・「第一義家長子義親并二男義国流」）と比較するに、  
（菊大路本）



人王五十七代  
文德天皇第四  
皇子御母后  
藤原明子女  
嘉祥二年  
□宮御即位九才  
御在位十八年  
去位之後出家  
諱惟仁法名素真  
元慶四年十二月四日  
崩三十一歳也  
御子十八人四人  
賜姓云々水尾天皇也

（北酒出本）（破線は「崩」が正しいか）

人代五十六代帝撰政良房始也



(兼右本『紹運録』) (13)

葬水尾山置御骨於山城国粟田山  
号水尾帝  
法名素真円覚  
幼主童帝之始  
從宗叡僧正御灌  
第五十六 諱惟仁 頂云々

清和天皇 治十八年

母太皇太后藤原明子 忠仁公女染殿

二子 后

嘉祥三(庚子) 三 廿五降誕

十一 廿五立太子一

天安二 八 廿七 即位

十一 十七 大嘗会

貞觀元 十一 十七 元服十五

十八 十一 廿九 禪位廿七

十二 尊号

元慶三 五 八 入道三十

同四 十二 四 崩卅一

また『尊卑』「文徳源氏」にも清和天皇が釣られるが、そこでは、

本朝童帝始

嘉祥二年三月廿三日降誕同年十一月廿五日立太子一歳

貞觀六年正月一日元服十五

貞觀十八年十一月廿九日脱履諱惟仁在位十八年

清和天皇

母皇太后明子 染殿皇后是也 忠仁公女

元慶三五八御落飾 法名 素真 隨宗叡僧正御灌頂

同四十二崩卅一才葬水尾山

号水尾帝納御骨於山城国粟田山

天安二 廿七 受禪九才

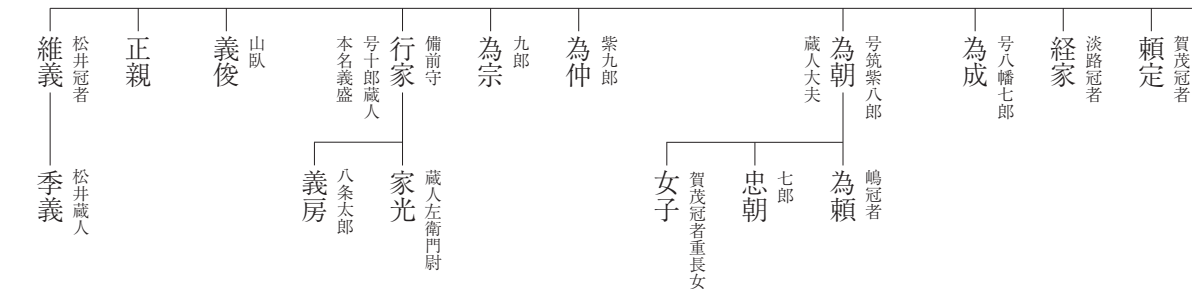
天安 二 一七 即位

貞觀元 十 廿一 御禊

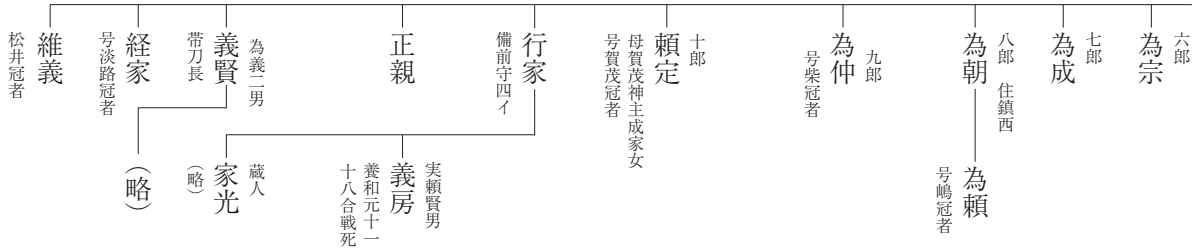
同 年 十 月 十 六 日 大 嘗 会 三 川 美 作

とある。これからすると清和天皇脇書は全体的に『尊卑』と『紹運録』が近く、治世の諸記事が詳細。対して菊大路本はそれがないが、傍線部は古態『紹運録』になく(14)、『尊卑』に近似文がある。しかし二重線部の有無、更には詳細な記事が無い点で、菊大路本は北酒出本に近い事が分かる。この脇書の近似では、系図以外の典拠の利用も想定されるから、必ずしも両系図自体の近似を云ふ証拠にならないか。しかし次の【三】ウの為義子の例は如何だらう。

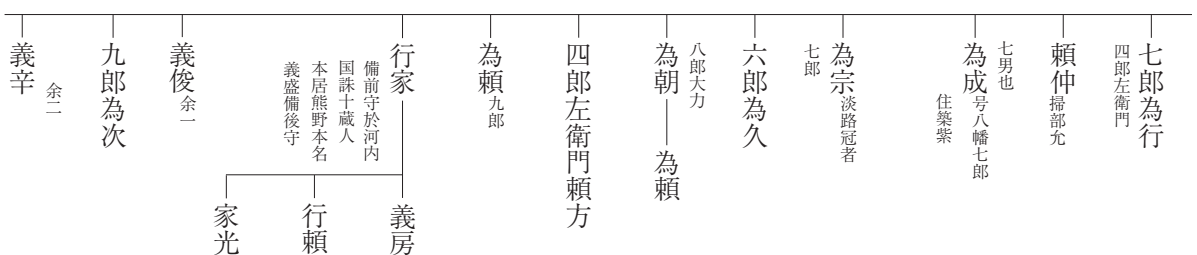
(菊大路本)



(御霊本)

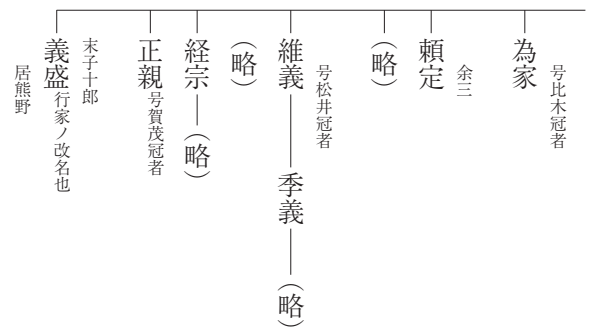


(清音寺本)





とあり、頼定の脇書「賀茂冠者」、経家の「淡路冠者」は『尊卑』ではなく、佐竹本『尊卑』・北酒出本系に見える。また九郎為仲の「紫九郎」は、北酒出本系の「柴冠者」に近似し（由来は不明）、『尊卑』（佐竹本同）・『渋川』に無く、菊大路本・北酒出本・『須田』に見えるのが松井季義である<sup>(15)</sup>。無論、菊大路本が直接北酒出本・御霊本を利用してゐるとは云へない。何故ならば為義子の義俊<sup>(16)</sup>は北酒出本・御霊本に釣られず、『尊卑』・林泉本に見えるのだが、共に「山臥」の注記がないからである。対して北酒出本系系図と『尊卑』を取り合はせた『須田』を見るに、

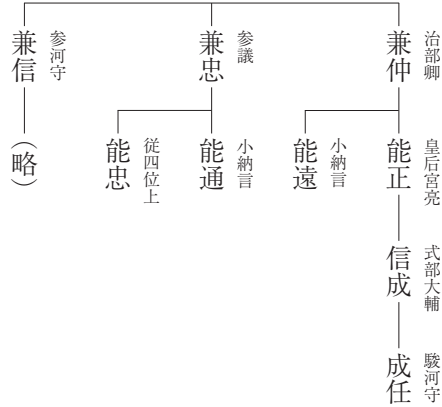


とあり、「山臥」の注記が見え、こちらに一致する。以上からすると、北酒出本系の未見の系図に菊大路本が近似するとして良いのではないかと。

#### 四、菊大路本の古態性

菊大路本が『尊卑』と北酒出本系本のそれぞれに近い記事を持つ事は何を意味するか。一つは正に菊大路本、或はそれを遡る系図が、『尊卑』・北酒出本系の祖本であるとする想定である。菊大路本は尾塞氏以外の掲載人物が鎌倉時代初期に留まり、且つ族人・脇書の記事が簡略である。これからはと最簡本が祖本であると見る事になり、実はその可能性を完全に排除出来ないものであるが、その場合、先の満正・満快（扶）流が単系で、平安時代中期に留まる事、鎌倉時代も有力な御家人であった新田・足利、義光流が掲載されない事は、菊大路本（の祖本）が、総合的な清和源氏系図に至る前の、各流の部分的集成段階と解さないと説明出来ないであらう。しかし内部徴証からその立証は困難であり、蓋然的であるが、現在の所、菊大路本が中世清和源氏系図の始原段階を示すとする見方は取らず、各流集成後の系図よりの抄出と解するものである。

更に菊大路本（或は菊大路本が依拠した系図）は、『須田』の如く、『尊卑』と北酒出本に近似する系図を取り合はせた系図であらうか。これもその可能性を否定出来ないものであるが、正にその痕跡とすべき族人（特に異名同人）・脇書の重複、それを示すイ表記を徴する事が出来ない。確かに菊大路本が複数系図を案配してゐる可能性は指摘出来る。【一】の貞元親王子を見るに、



とあるが、他系図には兼仲が見えず、能正・能遠は兼忠子に釣られる。能通・能忠がその二人と同一人物と見られるから、複数系図の合成の可能性があるが、現存の北酒出本系の両本に拠る限りは、一致する記事が見えない。また前掲の菊大路本の為義子で九郎が二人掲載されてゐたが、これは北酒出本系で既に重複してゐた。

されば北酒出本が、『尊卑』よりも成立が古く南北朝時代初期には成立し、且つ古態を残す所が多い事からすると、それに近似する菊大路本の為義末子部は、同時に『尊卑』の古態であると見る事が可能になるのではないか。現在の大系本の前に古態『尊卑』が存在する事は、室町時代中期の『尊卑』抄出本としての性格を持つとした『洪川』から推定したが（『洪川

一・二）、先の清和天皇脇書を見るに、  
（鍋島本『洪川』）

文徳第四御子  
諱惟仁  
清和天皇  
御母太皇明子忠仁公女  
号染殿后  
元慶四年十二月四日  
崩御々年卅一  
奉号水御門

とあり（17）、『尊卑』・『紹運録』と異なる。更に『洪川』よりも『尊卑』に近い佐竹本『尊卑』では、  
（佐竹本『尊卑』）

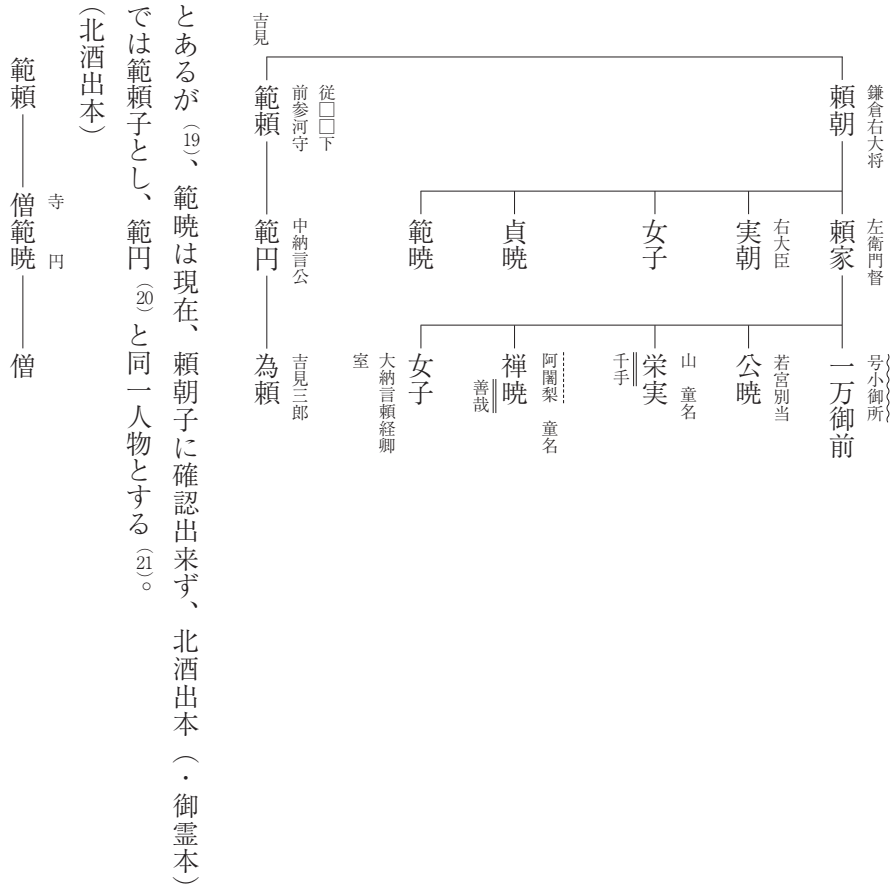
人王五十六代帝  
文徳天皇御子第四  
諱惟仁 又号水尾天皇  
清和天皇  
御母太皇太后藤原明子 号染殿后 太政大臣忠仁公 良房 御女也外祖忠仁公孫  
政治天下十八年 此御代奉移 八幡大菩薩於男山石清水矣  
御出家御法名素興清和院為離宮男子十八人女御十三人

とあり、治世記事がなく、二重線部も『尊卑』より『洪川』に近い。  
以上からすると菊大路本は、大系本の詳しい施注以前の古態『尊卑』を元にしてゐる可能性を指摘出来る。先の為義子の頼定の脇書を『尊卑』が「加賀冠者」とするのも、北酒出本系・佐竹本『尊卑』の賀茂冠者の誤りで、同様の菊大路本が古態を残すと解する訳である。

### 五、菊大路本の後出性

但しその全てが古態を留めるとする事は出来ない。先に【三】イの大和源氏で興福寺上座を務めた信実子孫に釣られる仁実が実在し、『宇野文書』

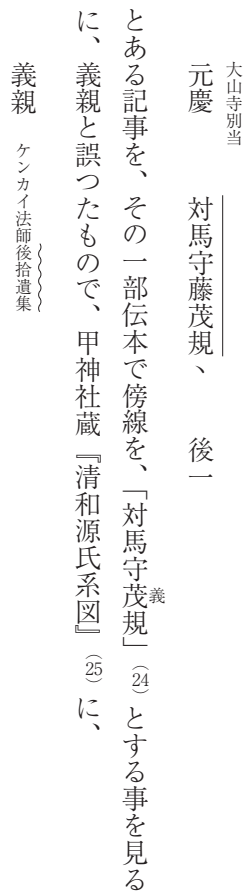
の源氏系図に一致する事を指摘したが<sup>(18)</sup>、菊大路本の同氏の歴代には信実が無く、誤りがある。また【三】ウの頼朝の子に、  
 (菊大路本)



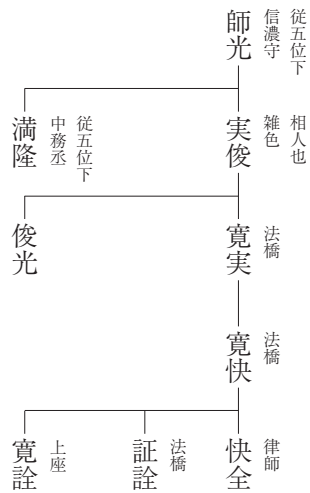
とあるが<sup>(19)</sup>、範暁は現在、頼朝子に確認出来ず、北酒出本(・御霊本)では範頼子とし、範円<sup>(20)</sup>と同一人物とする<sup>(21)</sup>。  
 (北酒出本)

また菊亭本『系図略』では範円と範暁を共に範頼子と釣る<sup>(22)</sup>。  
 菊大路本も兩人別人説を採るが、隣の範頼子とする先出系図を誤つたか、誤つて範暁を頼朝子に繋げる系図に拠つたと推定出来る<sup>(23)</sup>。また【二】の満仲子に公節を釣るが、これは経基弟の経生の子(北酒出本・『古系図

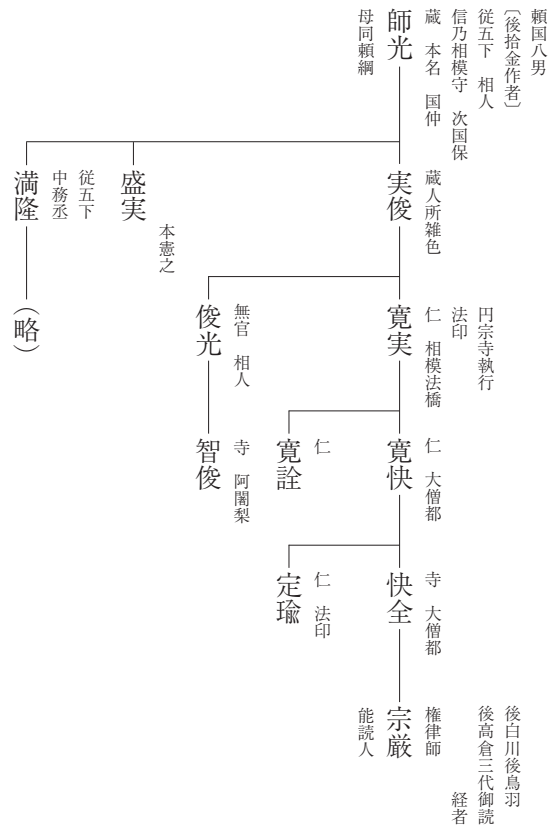
集』・『尊卑』・『洪川』)の竄入か。  
 また【三】ウの対馬守義親の子に、「僧元慶」を釣るが、これは『作者部類』巻中「凡僧上 入道」



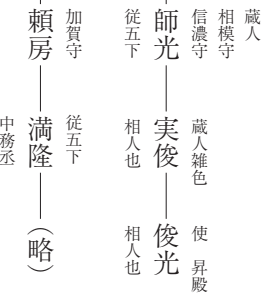
とある記事を、その一部伝本で傍線を、「对馬守茂規」<sup>(24)</sup>とする事を見るに、義親と誤つたもので、甲神社蔵『清和源氏系図』<sup>(25)</sup>に、  
 義親 ケンカイ法師後拾遺集  
 とある人物も同一人であるが、波線部からしても、『作者部類』よりの増補記事と云ふ事になる。また義朝子で土佐冠者希義に相当する人物の諱を「希章」とするのも誤りである<sup>(26)</sup>。【四】の頼国子の師光流で、仁和寺房官を世襲した寛実以下を揚げれば、  
 (菊大路本)



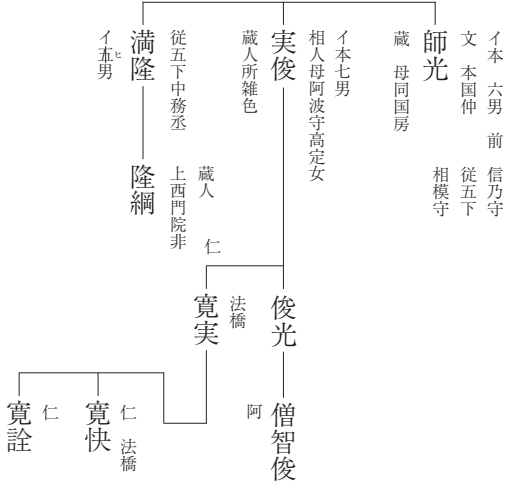
〔尊卑〕



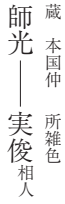
〔佐竹本 尊卑〕



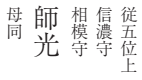
〔北酒出本〕



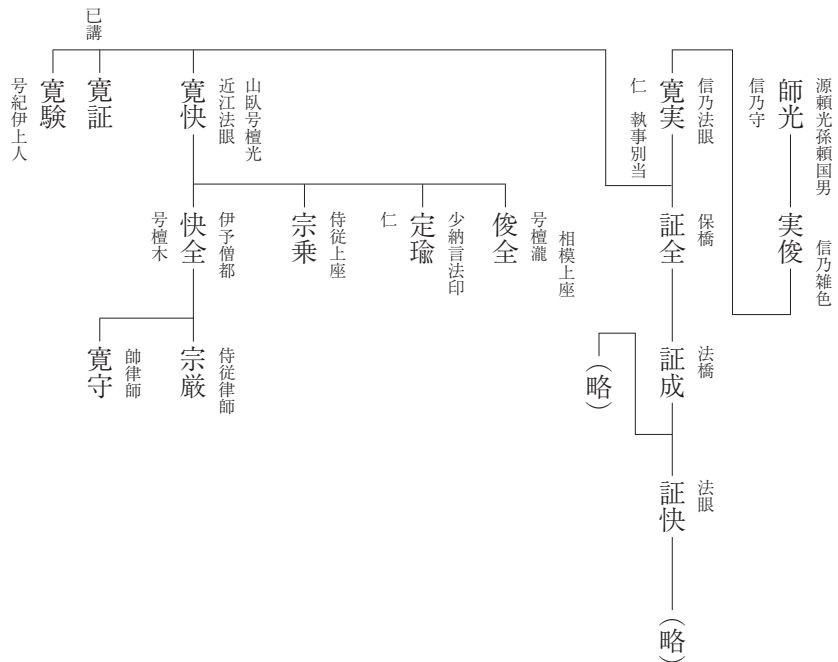
〔古系図集〕



〔洪川〕



〔帝皇〕



とあり、寛実以下を持つのは、他に『尊卑』・北酒出本・『帝皇』である。  
 相人の注記が大系本では師光に、佐竹本『尊卑』・北酒出本・『古系図集』  
 では実俊に付され異なるが、『中右記』元永元年八月七日条には「前雑色  
 源実俊」を「自本相人也」とするから、『尊卑』よりも菊大路本他が妥当  
 であらう。一方、菊大路本の証詮(全)は『尊卑』・北酒出本になく、『帝  
 皇』に見え、道法法親王の受戒記事の供人として、

院宮為御受戒令向東大寺給、房官十人

(中略)

証全〔相模寺主、法橋寛実弟子〕<sup>(27)</sup>

とあるから、その実在が確認出来るが、寛実子とする『帝皇』の方が正しいか。また寛実の僧官位が菊大路本・北酒出本(法橋)・『尊卑』(大僧都)・『帝皇』(法眼)と区々であるが、『古今著聞集』卷十六「興言利口」「近江法眼寛快、供米の不法を諷する事、並びに文覚と相撲の事」(新訂増補国史大系)に後白河院時代の人「近江法眼寛実」が見え、『帝皇』に一致する事からすると、菊大路本・北酒出本が共に不正確な記載であると見るべきであらう<sup>(28)</sup>。

故に菊大路本独自の記事をそのまま正しいとする事は出来ない。【二】ウの志田三郎先生の子孫として、

号三郎先生 先生太郎 栗森弥太郎

義憲——有行——頼行

とある系譜等、独自記事の成立・価値には今後の検討、特に菊大路本近似系図の出現が求められる<sup>(29)</sup>。

### 五、菊大路本の史料性について

それでも菊大路本独自の記事が他系図に見えず、且つ正確であると思はれる例を僅かながら指摘出来る。前掲頼家子一万の脇書「号小御所」は他系図に見えず、『吾妻鏡』<sup>(30)</sup>にその御所とある事を対応してゐる。また【三】アの頼国子に、

(菊大路本) (『尊卑』)

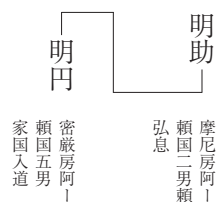
入道俗名永国

僧

明円

明円

と同人を釣るのは、他に『尊卑』であるが、俗名の脇書がない。然るに『台密血脈譜』<sup>(31)</sup>に、



とあり片諱が異なるが、俗名が見え、明円の経歴が一致する。古記録に確認出来ないが、これも菊大路本の注記が他の史料と符合し、歴史的に正しい例の可能性がある。北酒出本系との一致箇所以外にも、同系図の独自記事を無碍に却ける事も出来ないのである<sup>(32)</sup>。

### おわりに

菊大路本は、現在見る『尊卑』に最も近いが、同時にそれと異なり、北酒出本系の系図・佐竹本『尊卑』に一致する部分があり、そこには『尊卑』よりも古態を残す箇所があると推定した。それでも依然、独自の展開部のある菊大路本の成立過程は殆ど不明である、同様、北酒出本系系図と『尊卑』の関係は明快では無く、佐竹本『尊卑』の如き他の系図の調査、比較が必要であらう。

### 注

(1) 以下、大系本を『尊卑』とする。秋田県公文書館佐竹文庫(宗家)蔵「清和源氏系図」一卷(以下、佐竹本『尊卑』)も参照。別に大系本との関係を述べる予定。

(2) 本稿で利用する中世古清和源氏系図と、関連の主要な拙稿は以下の通り、

- ① 前田尊経閣文庫蔵『帝皇系図』(紙焼写真。以下、『帝皇』)
- ② 東大史料編纂所蔵『古系図集』(紙焼写真。以下、『古系図集』)

- ③秋田県公文書館佐竹文庫（宗家）蔵、北酒出本『源氏系図』（以下、北酒出本と略。同書蔵の近世写本を参照）
- (一) 「北酒出本『源氏系図』の史料的价值について」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』二十七、平成十二年三月）、以下【北酒出一】。
- (二) 「溢れ源氏考証（上）」（『米沢国語国文』二十九、平成十二年六月）、以下【北酒出二】。
- (三) 「矢田判官代在名・大夫房寛明前歴」（『米沢史学』十七、平成十三年十月）、以下【北酒出三】。
- (四) 「溢れ源氏考証（下）」（『米沢国語国文』三十・三十一、平成十四年十二月）、以下【北酒出四】。
- (五) 「信濃井上氏の成立と展開」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十二、平成十九年一月）、以下【北酒出五】。
- (六) 「溢れ源氏考証補闕」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十四、平成十九年三月）、以下【北酒出六】。
- (七) 「頼朝流離時代困窮の虚実」（『米沢国語国文』三十七、平成二十年十二月）、以下【北酒出七】。
- (八) 「『平家物語』の中の佐竹氏記事について」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十四、平成二十年十二月）、以下【北酒出八】。
- (九) 「源義忠の暗殺と源義光」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十五、平成二十一年十二月）、以下【北酒出九】。
- (十) 「新田義重一族伝雑々」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十七、平成十四年十二月）、以下【北酒出十】。
- (十一) 「辺境の源為朝伝」（『米沢国語国文』四十二、平成二十五年十一月）、以下【北酒出十一】。
- ④上御霊神社蔵『清和源氏系図』一卷（以下、御霊本）。
- ⑤上杉博物館蔵『須田系譜』一冊（以下、『須田』）。
- ⑥長楽寺蔵『源氏系図』（『群馬県史 資料編 中世五』の翻刻。以下、長楽寺本と略。同系の妙本寺本（『千葉県の歴史 資料編 中世三』）も参照、内閣文庫蔵『本朝皇胤紹運録』（以下、内閣本）、東大史料編纂蔵島津本『源家大系図』（以下、島津本）も同系（紙焼写真）。
- 「長楽寺本『源氏系図』成立試論」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十三、平成十八年三月）、以下【長楽寺】。
- ⑦山口県公文書館蔵冷泉文庫『洪川系図』（以下、『洪川』。鍋島文庫本（東大史料編纂所蔵謄写本）も参照）
- (一) 「『洪川系図』の成立とその史料的价值について（上）」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十七、平成二十二年三月）、以下【洪川一】。
- (二) 「『洪川系図』の成立とその史料的价值について（下）」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十八、平成二十三年三月）、以下【洪川二】。
- (三) 「『洪川系図』伝本補遺、附土岐頼貞一族考証（上）」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十九、平成二十四年三月）、以下【洪川三】。
- (四) 「『洪川系図』伝本補遺、附土岐頼貞一族考証（下）」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』四十、平成二十五年三月）、以下【洪川四】。
- ⑧上杉博物館蔵林泉文庫旧蔵『源姓系図』（以下、林泉本）
- 「上杉博物館蔵林泉文庫旧蔵『源姓系図』の特徴について」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』五十二、平成二十八年十二月）、以下【林泉】。
- またその他の『尊卑』近似系図については、
- 「『尊卑分脈』近似室町後期写清和源氏系図について」（『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』四十四、平成二十九年三

月)、以下【近似】と略。  
で考察した。

- (3) 『石清水文書之五 宮寺縁事抄』
- (4) 『中右記』十一月十九日条(大日本古記録)・『長秋記』同二十三日条(増補史料大成)。

(5) 『本朝世紀』大治五年十一月七日条(新訂増補国史大系)。

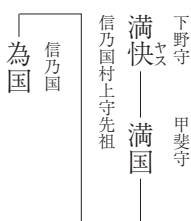
(6) 佐竹本『尊卑』には時国以下がない。

(7) 同系統の長楽寺本・内閣本・島津本には淳国以下なし。

(8) 時国の官職「玄蕃権助」が確認される(『兵範記』久寿二年二月二十五日条(『京都大学史料叢書 兵範記』))。

(9) 佐竹本『尊卑』は傍線が無く、氏季を季氏とする。

(10) 秋田県公文書館佐竹文庫(宗家)蔵写本。それには、



とある。また京都大学附属図書館蔵菊亭本『系図略』(紙焼写真。同系統の徳大寺本〔東大史料編纂所蔵〕・『諸家系図纂』所収「清和源氏系図綱要」〔内閣文庫本〕・『新板大系図』〔架蔵〕同)でも満正・満快流は単で、菊大路本と一致しない。同系の『浅羽本系図』一「足利土岐」(東大史料編纂所蔵謄写本)の満政流は菊大路本と異なる。以上の諸本の関係と成立については別に考察する必要があるだらう。

(11) 佐竹本『尊卑』には満政・満快流なし。

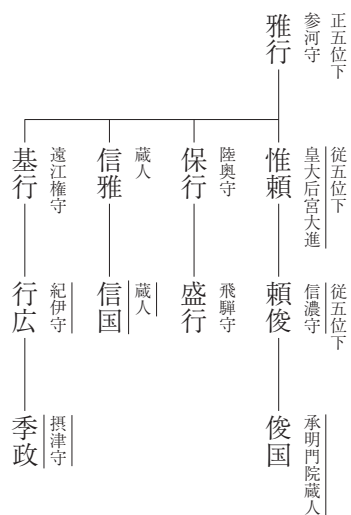
(12) 『本朝皇胤紹運録』の系統は、小倉慈司氏『本朝皇胤紹運録』写本の基礎的研究(『国立歴史民俗博物館研究報告』一六三、平成二十三年三月)の分類による。

(13) 天理大学附属図書館吉田文庫蔵写本(吉二一―三六)。

(14) 東山御文庫本靈元天皇宸筆写本(紙焼写真)による。

(15) 北酒出本と菊大路本の些細な一致例を他にも挙げれば、【四】の実国流の族人で、

(菊大路本)



の族人は全て『尊卑』に掲載され、「陸奥守」「非蔵」「従五下」とある盛行以外の脇書は『尊卑』に含まれる。北酒出本は傍線を欠くから、菊大路本は『尊卑』に近いが、盛行に「飛驒守」として、北酒出本に一致する。

(16) 義俊は行家の前名として挙げられる(『玉葉』治承五年三月十三日条〔図書寮叢刊〕)。

(17) 『洪川』の山口県公文書館蔵冷泉本は冒頭部を欠く為、鍋島文庫本(東大史料編纂所蔵の謄写本)による。

(18) 【北酒出六】。菊大路本の大和源氏の法橋仁実は『民経記』安貞元年十月二十六日条(大日本古記録)に見える人物であらう。

(19) 頼家子息の脇書を見るに、波線は『尊卑』・北酒出本に見えず、二重線は『尊卑』に、破線は北酒出本に見える。各人の考証は【北酒出一】参照。

(20) 『古系図集』・『尊卑』・飯島紘氏蔵『片切系図』(【近似】に紹介)・『枝

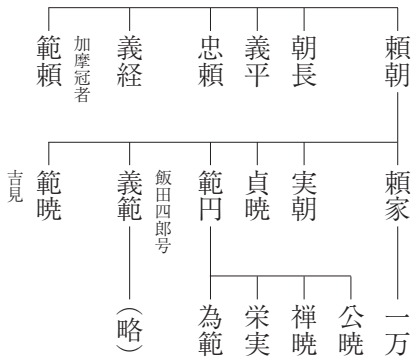
葉抄』所収「宇多源氏系図」(総本山醍醐寺編『枝葉抄 影印・翻刻・註解』による)には、範頼子として範円が見え、範暁が見えない。

(21) 『吉見系図』でも範円と同一人(『新編 埼玉県史 別篇四』所収)とする。同系図の信憑性については、『北酒出七』参照。吉見氏を範頼子とする史料に『血脉類集記』十二「貞助律師」・十三「頼明律師」(『真言宗全書』三十九)がある。

(22) 徳大寺本・『新板大系図』同。対して「清和源氏系図綱要」・『浅羽本系図』一「足利土岐」・『久下文書』所収「源家惣系図」(東大史料編纂所蔵写真帳)では、範円を釣るが範暁を挙げない。

(23) 北酒出本では正に貞暁と範暁が隣合ふ。但し飯田家義子孫を称する『飯田文書并系図』(東大史料編纂所の謄写本)では、飯田氏先祖を頼朝男子義範とし、その兄弟に範円と範暁を挙げる。範暁を頼朝子とする点、菊大路本と同じだが、『飯田文書并系図』でも範暁を吉見とするから、頼朝子とする点は、誤りであらう。

『飯田文書并系図』(略記)



(24) 国文学研究資料館石野文庫本蔵近世写本。電網公開による。

(25) 室町時代末期写折本一帖。佐竹氏に「<sup>十八代</sup>郎義重―御曹子」とある。

(26) 『清辨眼抄』永暦元年三月十一日条(『内閣文庫所蔵史籍叢刊 古代中世篇三』)。猶、前掲『枝葉抄』には希義の他に希長・希朝を、林泉本に希長(鎗之冠者)を釣るから、同人の諱の異伝の1の可能性がある。

(27) 『山槐記』治承三年十月十日条(増補史料大成)。

(28) 系図の寛実は『僧綱補任』保延五年条に「信濃雑色実俊子」として権律師任官が見える(『大日本仏教全書』一・二・三)。寛詮は、『御室相承記』六「後高野御室」元暦元年十一月某日条に(『仁和寺史料 寺誌編一』)、定瑜は『光台院御室事』の承久二年二月の道法法親王の修仁王経法の伴僧に(『仁和寺史料 寺誌編二』)、快全は、安貞元年の修明門院の腫物の祈禱の為、「権律師」に任ぜられるが、御験者(寛快子)勸賞、快全是也云々(『明月記』同十月二十九日条)

(冷泉家時雨亭叢書『明月記 四』)

とある。また寛喜二年四月に、道助法親王の前駆として証快・俊全が見える(『血脉類集記』十)。快全の「律師」が少なく共確認出来るが、それ以上、昇進した可能性がある訳である。

(29) 源為朝子として七郎忠朝を挙げるのが、菊大路本・『須田』・『耳塵集』所収「源家系図」(東大史料編纂所蔵謄写本)であるが(『北酒出十一』)に当該部を紹介)、その他の箇所『耳塵集』本と菊大路本に特徴的な一致点はない。

(30) 建仁三年九月二日条に「一幡君御館(号小御所)」とある(新訂増補国史大系)。「鎌倉年代記」裏書建仁三年九月六日条にも「小御所」が見える(増補統史料大成)。

(31) 東大史料編纂所蔵奥田貫昭氏蔵謄写本。明助は前掲大系本『尊卑』頼弘子に「魔尼坊阿闍梨」として見える。

(32) 前掲の通り、源為朝子に賀茂冠者重長室が挙げられるが、これが大系本『尊卑』「足助」の「賀茂六郎」重長子重季の脇書を移したのでないとするれば(北酒出本になし)、『吾妻鏡』承久元年正月二十七日条の公



暁伝に「母賀茂六郎重長女〔為朝孫女也〕」と対応する事になる。

